



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第74回 憲法9条自衛隊加憲論に対する日弁連の議論状況

憲法問題対策センター委員 伊井 和彦 (37 期)

1 「憲法9条自衛隊加憲論」の衝撃

本年5月3日、安倍晋三・自由民主党総裁は、「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法9条に関する憲法改正構想を述べ、これを受け、本年7月には自由民主党憲法改正推進本部が以下のような加憲条文案を検討していることが報じられている。

「9条の2 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。」

自衛隊の存在自体の合憲性については、日弁連内部においても多様な意見があるため、日弁連としてはこれまでその合憲・違憲について明確には述べてこなかった。しかし、自衛隊を憲法に直接規定するとなると、自衛隊そのものをどのように考えるかが正面から問われることになるため、日弁連としてもこれまでにない議論が求められることになる。

日弁連としては、既存の「憲法問題対策本部」の中に急遽、憲法改正問題PTを発足させ、8月18日・19日には合宿形式で集中討議を行い、その後も議論を重ねている。その現在の議論状況を、当会の会員にもお知らせしたい。

2 日弁連・憲法問題対策本部及び憲法改正問題 PT の議論状況

これまでの議論では、主に下記のような観点からの検討がなされている。

①自衛隊を憲法上明記することが必要な理由（立法事実）があるのか。②憲法9条自衛隊加憲論（以下「本件加憲論」）は憲法9条2項の「戦力不保持規定」と整合するのか。③本件加憲論は憲法9条2項の「交戦権否認規定」と整合するのか。④本件加憲論は恒久平和主義を後退させることにならないか。⑤本件加憲論は自衛隊の統制機能を緩和ないし喪失させることにならないか。⑥自衛隊への統制機能を補うに足る統制システムの構築は可能か。⑦本件加憲論について国民が熟慮できる環境が保障されているか。

これらの議論の詳しい内容については、スペース上

とても書き切れないが、10月には日弁連憲法問題対策本部の方で「検討資料」という形でこれをまとめ、全国の単位会にも提供して議論を呼びかけるはずである。当会の憲法問題対策センターとしても、11月には当会会員間で議論できる企画を検討中であり、是非、多くの会員の皆さんの意見をお聞かせ願いたい。

3 日弁連・弁護士会としての検討のジレンマ

今後、当会でもこの問題について議論していくことは前述のとおりであるが、私がこれまでの日弁連の議論に参加して感じているジレンマを、個人的意見ではあるが参考のためにご紹介しておきたい。

例えば、『このような加憲条項は9条1項2項の戦争放棄・戦力保持禁止・交戦権否認に矛盾するから認められない。』というストレートな意見があるが、それは「そもそも自衛隊は違憲」と言うに等しく、国民の8～9割が自衛隊の存在自体は必要と考えている中で、日弁連がそのように言うことが出来るのであろうか。

また、『現在の自衛隊は、安保関連法によって集団的自衛権の行使や海外での同盟国軍への兵站行為までできる事実上の軍隊に変質しており、その状況で自衛隊の存在の加憲を取って行くと、安保関連法自体が合憲化され、自衛隊の活動範囲をますます広げられる恐れもあるので反対すべき。』という意見も強く主張されるが、「この加憲条項で安保関連法も合憲となる」とまで現段階で日弁連が言って良いのであろうか（仮にこの改憲が実現した場合にはもう安保関連法や集団的自衛権行使を違憲だと言えなくなってしまう）。

更には、『自民党の改憲条項案は、自衛隊を単に「我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織」と規定するだけで極めて抽象的で、時の政治権力者によってその「防衛」や「必要最小限度」や「実力」の解釈はいかようにも恣意的になされ得ることになり、結果的に憲法9条を死文化させてしまい、立憲主義の理念に反する。』という意見もあるが、そういう形で争うと「ではどう具体的に規定すれば良いのか」という議論になり、結局は改憲論に巻き込まれていくのではないか。

まだまだ議論すべき点は、山のようにある。議論すればするほど、悩みは尽きない。しかし、この議論から逃げることはできない。弁護士会の正念場であろう。